許可番号 第 07320007362 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島市西区南観音六工目 1 2 番 2 1 号

氏 名 株式会社環境開発公社 代表取締役 栗本 貴志 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 優良

廃棄物の処理及び清掃に関す**る法律第14条第6項の許可必要けた者であ**ることを証する。

広島 市長 松 井 一 實 | 198

許可の年月日 令和 2年 8月11日 許可の有効期限 令和 9年 8月10日

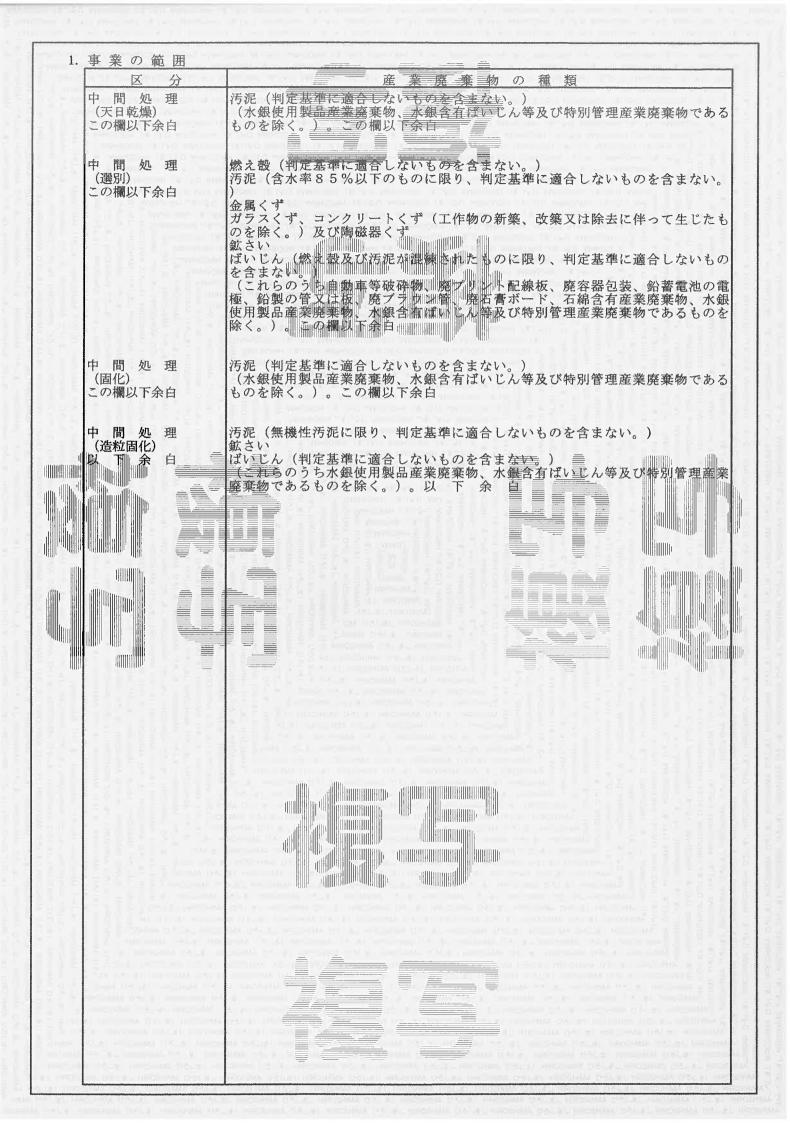
1. 事業の範囲

1. 事来切脚	20			
区	分量量	産業廃棄	物量種類	
		minoral Maria interagraph & E.		
ath.				- 100 (III)
	15486176425594			34361306143
	THE PART OF THE PARTY			
3 4 2 E P 1 4 E	I I F G E I & G e E A rece			E 8 E E # 5 A E E
	SEASON STATE			\$43418348.B

- 2. 事業の用に供する全ての施設別添検査済証のとおり。
- 3. 許可の条件 別紙のとおり
- 4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	無	更新・変更の別
H20. 8.11	更新許可	H27. 8. 21	変更許可
H23. 10. 26	変更許可	H31. 2.22	変更許可
H25. 10. 2	更新許可 (優良認定)	R 2. 9. 1	更新許可 (優良認定)

- 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有
- 6. 備考 令和 3年 7月20日 業の一部廃止により書換



3. 許可の条件

造粒固化処理後物を利用又は販売する場合は、排出事業者毎のほどじんについて、以下のいずれの基準にも適 合するものであることを、3カ月に1回以上の頻度で、検査又はその他の方法により確認すること。

また、ばいじんを含む造粒固化処理後物が、以下のいずれの基準にも適合するものであることを、3カ月に1 回以上の頻度で検査を行い確認すること。

- (1) 土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)
- (2) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示第68号) ゆうち、土壌の汚染に係る環境基準(3)土壌汚染対策法(平成14年法律第58号)第2条に規定する特定有害物質の基準(含有量基準に限る。)



